

○地域支援事業の実施について 最終改正 老発 0328 第 1 号 令和 4 年 3 月 28 日  
地域支援事業実施要綱 別記4 任意事業 (2)家族介護支援事業(抜粋)

#### 別記 4 任意事業

##### (2) 家族介護支援事業 (抜粋)

介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業を実施する。

##### ア 介護教室の開催

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催する。

##### イ 認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う。

##### ウ 家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした以下の事業とする。

##### (ア) 健康相談・疾病予防等事業

要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予防、病気の早期発見等を行うための事業

##### (イ) 介護者交流会の開催

介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催するための事業

##### (ウ) 介護自立支援事業

以下の要件のいずれも満たす要介護者を、現に介護している家族を慰労するための事業

- ① 事業実施前 1 年の間において介護保険法第 8 条各項に定めるサービスを全く利用していない要介護者。ただし、地域の実情や家族の状況を踏まえ、以下のいずれかに該当する要介護者を現に介護している家族を対象とすることは差し支えない。
  - a 福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用する要介護者
  - b 事業実施前 1 年の間における介護保険法第 8 条各項に定めるサービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く。）の利用日数の合計が 10 日以内の要介護者
- ② 要介護 3 以上の要介護者。ただし、地域の実情や家族の状況を踏まえ、要介護 2 の者で、かつ、認定調査時の主治医意見書において「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の要介護者を現に介護している家族を対象とすることは差し支えない。

なお、上記アからウのほか、平成 26 年度に、任意事業において介護用品の支給に係る事業を実施している市町村であって、第 7 期介護保険事業計画期間中に当該事業を実施している市町村に限り、第 8 期介護保険事業計画期間においては、次に掲げる内容を支給要件として実施して差し支えないこととする。ただし、実施市町村においては、本取扱いが第 8 期介護保険事業計画期間における例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、地域包括支援センターの運営等、他の事業との優先順位を勘案した上で、市町村特別給付等への移行等、任意事業としての介護用品の支給に係る事業の廃止・縮小に向けた具体的方策について、引き続き十分な検討を進めること。

① 本人課税（第 6～9 段階）の新規・既存利用者については、対象外とする。本人非課税・世帯員課税（第 4～5 段階）の新規・既存利用者については、年間 6 万円の支給上限を設ける。

② 新規利用者については、高齢者の個別の状態を踏まえて必要な者に支給することとする。

具体的には、以下の方法により必要性を個別判断することとする。ただし、要介護 4 以上の者については、以下の方法によらず、必要な者に該当することとしても差し支えない。

a 市町村職員は、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）における認定調査票を確認し、「排尿」又は「排便」の項目において「介助」又は「見守り等」に該当する者を対象とする（※）。

※ 例外的な取扱いとして、認定調査票の「ズボン等の着脱」等の項目の「特記事項」を踏まえ、別途必要性が認められる者についても対象とする。

b 要介護認定を受けていない者からの申請や、介護用品の支給申請時点において要介護認定時の状態から変化しており認定調査票では必要性が確認できない場合（状態が改善し必要性に疑義が生じる者や、認定調査票の項目には該当していなかったがその後状態が変化し必要性があると考えられる者など）については、市町村職員は、認定調査と同様の方法で必要性を確認する。

確認に際しては、ケアマネジャーや地域包括支援センター職員に依頼することも可能とする。